

比較	一般社団法人	一般財団法人
法人格の対象	人の集合	財産の集合
社員	最低2名以上必要	社員（構成員）は存在しない
財務に関する規則	無し	<b>純資産が最低300万円以上必要</b>
最低必要な人数	2名 →社員2名・理事1名 社員は理事をかねることができる	<b>7名</b> →理事3名・評議員3名・ 監事1名
評議員	なし	<b>最低3名以上必要</b>
最高意思決定機関	社員総会	評議員会
理事会設置の必要性	任意	必ず設置
業務執行の決定機関	理事会を設置するかどうかで異なる。理事会を設置しなければ理事の過半数又は社員総会が全て決定 理事会設置の場合には理事会	理事会
法人の代表権	理事会を設置するかどうかで異なる。理事会を設置しない場合には原則として各理事が法人を代表する。 理事会設置の場合には理事会で選任した代表理事が法人を代表する。	理事会で選任した代表理事が法人を代表する
監事	理事会を設置しない場合には監事の設置は任意 理事会を設置するときには最低1名以上の監事が必要	最低1名以上の監事が必要
定款の変更権限	社員総会の決議で定款が変更	裁判所の許可がなければ目的および評議員の選任・解任方法は変更できない。設立者が評議委員会の決議によって定款変更（目的および評議員の選任・解任含む）することを定めた時には評議員の

		決議のみで変更可能
解散の方法	社員総会の決議 その他法定の解散理由で解散する	評議委員会の決議で解散はできない。(自主解散不可) ①基本財産滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能 ②純資産額が2期連続して300万円を下回った場合 その他法定の解散理由で解散する